

令和3年2月4日

市民文教委員会

創造都市・文化振興課

雄踏文化センター大ホールの予約停止と周知について

1 概要

建築基準法施行令の改正（平成26年4月1日施行）により、特定天井の脱落防止に関する技術基準が定められたことに伴い、令和4年度に雄踏文化センター大ホールの天井について改修工事を計画している。

工事による大ホールの利用停止期間は、令和4年8月から令和5年3月までの8カ月間を予定しているが、大ホールについては1年前から予約が可能であるため、利用者の代替施設の確保及び円滑な施設運営を行うにあたり、当該工事期間の予約の停止について事前周知を図るものである。

2 工事内容

名称：浜松市雄踏文化センター吊り天井落下防止対策工事

工期：令和4年8月から令和5年3月まで

利用停止施設：大ホール棟（大ホール、楽屋3室）

利用停止期間：令和4年8月1日（月）から令和5年3月31日（金）まで

3 大ホールの予約停止

利用停止期間に係る予約停止開始日：令和3年8月1日（日）

利用者の代替施設の確保を考慮し、令和3年4月から周知を行っていく。

4 周知の方法

- ・広報はままつ4月号に掲載
- ・浜松市スポーツ・文化施設予約システム（まつぼっくり）の「お知らせ」欄に掲載
- ・浜松市ホームページに掲載
- ・施設ホームページに掲載
- ・施設内に掲示

※雄踏文化センター 施設概要

所在地：浜松市西区雄踏町宇布見 5427 番地

建築年：平成元年 11 月

主な施設：大ホール棟（大ホール、楽屋3室）、イベントホール

カルチャー棟（多目的ホール、会議室4室、和室2室、茶室、調理室ほか）

児童棟（児童ホール、視聴覚室、研修室）